

郵送での申請における留意点

許可申請を行う場合は、県（茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室 許可担当）あて申請書を送付してください。

また、更新許可申請については、対面での申請と同様に許可が満了する2か月前から受け付けることとしますので、ご了解ください。

なお、申請手数料の納入について、一部変更しておりますので、ご注意ください。

1 対象（産業廃棄物処理業許可申請）

- 産業廃棄物収集運搬業
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 特別管理産業廃棄物処分業

2 送付先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室 許可担当

電話：029-301-3033

3 送付部数

2部（正本1部、副本1部）

※ 送信用封筒に「許可申請書」在中と明記してください。

※ 産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請、変更許可申請については、4部（正本1部、副本3部）送付願います。

※ 正本については、フラットファイルに綴った形で提出願います。

※ 副本1部については、県で受付印を押印の上で返送しますので、返送用のレターパック又は簡易書留等を必ず同封願います。

4 申請手数料

以下のいずれかの方法により、納入してください。

① 電子納付（クレジットカード又はペイジー）

② 許可申請書に茨城県収入証紙を貼付の上、県あて送付

※ 収入証紙の購入先等

[茨城県産業資源循環協会](#)

[茨城県生活協同組合](#)

[茨城県収入証紙購入場所](#)

5 その他

許可期限までの時間が短い場合はあらかじめご相談ください。

郵送いただいた書類に大きな不備があるときは受付できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。